

# 第 17 回 公益法人の会計に関する研究会

## 議 事 次 第

平成 27 年 10 月 2 日（金）10：00～12：00  
内閣府公益認定等委員会事務局 第 1 会議室

### 1 本年度の研究会の運営について

- 【資料 1-1】平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討について  
（第 324 回 公益認定等委員会資料（27 年 8 月 7 日））
- 【資料 1-2】平成 27 年度 公益法人の会計に関する研究会の構成員について  
（第 325 回 公益認定等委員会資料（27 年 8 月 28 日））
- 【資料 1-3】平成 27 年度の検討課題とスケジュール（案）
- 【資料 1-4】公益法人の会計に関する研究会運営要領  
（平成 25 年 8 月 5 日公益法人の会計に関する研究会申合せ）

### 2 公益法人の制度会計についてのアンケート結果（速報）

- 【資料 2】公益法人の制度会計についてのアンケート結果（速報）

### 3 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応

- 【資料 3-1】公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への  
対応の基本的な考え方（日本公認会計士協会提出資料）
- 【資料 3-2】企業会計基準の公益法人への適用の要否について

平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

平成27年8月7日

1 検討課題

- ① 「公益法人の会計に関する諸課題の更なる検討について（協力依頼）」に基づき、以下の項目について、今後の制度運用の具体化に向けて、日本公認会計士協会（以下「会計士協会」という）との連携・協力の下に検討を進める。

【会計基準等につき会計士協会と連携して検討を要する事項】

- i 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化
  - ii 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応
  - iii 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方
  - iv 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法
  - v その他
- ※ ii については、会計士協会より、平成27年8月を目途に検討結果の報告を受ける。
- ii 以外については、実務指針の公表を平成27年11月以降に予定している。

→ 添付資料 - 1

→ 添付資料 - 2

- ② 研究報告書、改定FAQ及び意見募集に対する回答を公表後の運用状況のフォローアップのためにアンケートの実施と意見募集に対する回答等により、今後の検討課題の抽出を行う。

- ・ 平成27年8月中にアンケートに実施（2週間程度）
- ・ 平成27年9月上旬にアンケートの取りまとめ

→ 添付資料 - 3

2 その後のスケジュール

- ・ 平成27年9月下旬以降、会計研究会を開催予定（なお、構成員等については、原則、昨年度のものを引き継ぐ予定）  
→ 参考資料
- ・ 以降、平成28年3月末までに6回程度開催
- ・ 結論をまとめて公表予定

以上



平成 27 年 4 月 24 日

日本公認会計士協会  
会長 森 公高 殿

内閣府公益認定等委員会  
委員長 山下 徹

公益法人の会計に関する諸課題の更なる検討について（協力依頼）

平素より公益法人制度の運営にご協力いただきありがとうございます。

内閣府公益認定等委員会においては、「公益法人の会計に関する研究会」を開催し、平成 25 年 8 月以降、16 回に渡る精力的な議論を行ってまいりました。

この度、参与としてご参加いただきました貴会会員にも多大なる御協力と御尽力を賜り、「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」をとりまとめ、公表いたしましたので、御礼とともに、御報告申し上げる次第です。

本報告書においては、今後の制度運用の具体化に向けて、貴会の連携・協力が必要不可欠との認識の下に、別紙のとおり記載を設けておりますが、これら諸点につきましても、今後、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、当面、ご対応をお願いしたいと考える以下及び別紙の事項について、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

I. 検討を要請する項目（別紙に具体的内容を記載）

1. 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化
2. 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応
3. 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方
4. 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法
5. その他

II. 検討の期限

上記 I の項目ごとに記載（別紙に記載）

以上

(別紙)

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」において、貴会との連携、依頼を記載している部分は以下のとおりであり、当該報告書に基づき、当面の依頼事項を掲げましたので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化  
(本文抜粋)

II 公益法人会計基準の適用の在り方

2. 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (抄)

平成 20 年会計基準は、新公益法人制度に合わせて設定されたものであり、改正前民法第 34 条の社団法人・財団法人のために改正された平成 16 年会計基準とは、異なるものと整理されている。しかし、移行期間においては、移行の円滑化を図る観点から、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)」(以下「移行 FAQ」という)により平成 16 年会計基準の適用も、法人の実態に合ったものとして、法令により求められる書類が作成提出されている限り、認めているところであった。両基準の基本的な考え方は同じであることから、法人が適用する会計基準を円滑に切り替えていくことができると考えられ、そのためには、両基準の違いを明らかにすることが必要であると考える。

これについては、公益法人の実務に精通している会計の専門家を構成員とし、これまでも「公益法人会計基準に関する実務指針」等を作成している日本公認会計士協会とも連携し、実務上の観点を踏まえ、何らかの形で、説明をしていただきたい。

本文に記載のとおり、平成 16 年会計基準の適用と平成 20 年会計基準の考え方は、基本的に同じであると思われるので、平成 16 年会計基準と平成 20 年会計基準との違いを明らかにし、平成 20 年会計基準へ円滑に切り替えが進むよう、実務上考慮すべき以下の事項について検討いただきたいと考えます。

なお、検討に当たっては、貴会において公表している平成 16 年会計基準に係る公益法人会計基準に関する実務指針(以下「実務指針」という)の改廃に併せて、検討の結果を公表いただきたいと考えます。

(具体的検討項目)

①平成 16 年会計基準と平成 20 年会計基準の違い

- ・事業単位の会計区分(法令等の要請に基づくもの)
- ・棚卸資産の評価方法
- ・関連当事者の範囲(子法人の定義に伴うもの)

②平成 16 年会計基準から平成 20 年会計基準へ移行する場合の留意事項

- ・移行法人以外の一般法人が平成 20 年会計基準を適用した場合の正味財産増減計算書内訳表の適用の考え方 等

## 2. 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応 (本文抜粋)

### II 公益法人会計基準の適用の在り方

#### 3. 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応 (抄)

検討の結果、適用することが適当な会計基準については、その具体的な適用方法について、i 研究会が引き続き検討するもの、もしくは、ii 日本公認会計士協会に研究会の結論・方向性を伝えて、具体的な適用方法について検討を依頼するものを分けて導入していくことが適当であるとの結論を得た。

貴会より、要望事項として挙げられた検討項目について、研究会にて検討を行ったところ、具体的に適用が必要か否かについては、まずは実務に携わる専門家の方々に研究していただき、その結果を研究会へ提出いただくことが適当との結論を得ました。

また、ご提出いただいた研究の成果をもとに研究会で結論を得て、具体的な適用方法を ii の方法で進める場合には、貴会でご検討いただき、実務指針等で公表をお願いしたいと考えます。

つきましては、今年度の研究会の課題の整理を行うに際して活用したいと考えますので、以下の事項について研究いただき、平成 27 年 8 月を目途にその結果をご提出願います。

なお、今回に限らず、新たな会計事象の発生について、貴会もしくは研究会で認識した場合には、同様の手続きで進められるよう連携を図りたいと考えております。

#### (具体的検討項目)

- ①公益法人会計基準に導入することが必要な項目
- ②当該項目を公益法人に適用した場合のメリット・デメリット

### 3. 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方 (本文抜粋)

#### V 財務三基準の解釈・適用

#### 3. 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方 (抄)

#### ⑤ 指定正味財産に関する平成 20 年会計基準と実務指針の関係

指定正味財産については、寄附者等からの用途の制約、用途の制約の解除等の事実認定に関してより明確な規定とする必要があるのではないかと、あるいは指定正味財産の運用について具体的な考え方を明確にして法人関係者に示すことが必要ではないかと考えられる。既に②に記載したとおり平成 20 年会計基準には指定正味財産の具体的な記載がなく、実務指針が参考にされている。したがって、指定正味財産の今回の検討結果については、実務指針にも反映してもらうよう日本公認会計士協会に要請するとともに、実務指針との関係を明確に整理することが必要であると考えられる。

貴会において、指定正味財産の取扱いについて実務指針を公表されているところ、実務指針の改廃に併せて、以下の事項について検討いただきたいと考えます。

検討の結果の公表及び期限については、貴会の公表物（実務指針等）で示していただきたいと考えますので、必要な期間を考慮し、次回の実務指針等の公表にてお示しいただきたいと考えます。

#### (具体的検討項目)

#### 指定正味財産の考え方について

#### ①用途の制約

- ・用途の制約の明確な基準が必要か
- ・具体例を複数記載する必要はないか
- ・寄附者等に用途の制約を確認できない場合の法人での取扱いについて
- ・寄附者の意思によって一定割合を管理費に充当できる旨の記載の必要性
- ・運用益の取り扱いについて

#### ②指定正味財産から一般正味財産への振替

- ・制約の解除（一般正味財産への振替のタイミング）について記載が必要か
- ・具体例を複数記載する必要はないか

## 4. 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法

(本文抜粋)

## VII 財務三基準以外

## 1. 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法 (抄)

平成 16 年会計基準公表後、日本公認会計士協会は当時の「金融商品に関する会計基準」に準じる内容の実務指針（非営利委員会報告第 28 号、同 32 号）を公表しているが、例えば、以下の場合の会計処理が明示されていない。

## 【その他有価証券を時価評価する場合の会計処理】

「金融商品に関する会計基準」によると、その他有価証券に区分された債券について、償却原価法を適用したうえで時価評価することが求められている（金融商品会計に関する実務指針 276）。

平成 20 年会計基準では、金融商品の運用による利息等と評価損益（売却損益を含む）を明確に分けて表示することが定められている。このため、その他有価証券に区分された債券については、償却原価法を適用したうえで時価評価する必要があることを明示することで、一層、会計処理の普及につながるものと考えられる。詳細については、日本公認会計士協会において検討いただきたい。

本報告書に記載のとおり研究会での結論は、その他有価証券に分類された債券については、償却原価法を適用したうえで時価評価を行うものと整理されています。この結果を受け、以下の事項につき検討していただきたいと考えます。

検討の結果の公表及び期限については、貴会の公表物（実務指針等）で示していただきたいと考えますので、必要な期間を考慮し、次回の実務指針等の公表にてお示しいただきたいと考えます。

## (具体的検討項目)

- ①変更適用した場合の過年度修正の方法についての記載の検討
- ②仕訳例を記載するか否か（企業会計と評価損益の処理が異なるため）
- ③その他有価証券（債券）の時価評価以外に「金融商品に関する会計基準」で明示する項目はないか



## 5. その他

今回の報告書で決定した事項で、会計基準に関連する事項は以下のようなものが挙げられており、貴会の公表物（実務指針等）にて留意点等を公表するか否か検討いただきたいと思います。

公表する場合の検討の期限は、貴会の公表物（実務指針等）で示していただきたいと思いますので、必要な期間を考慮し、次回の実務指針等の公表にてお示しいただきたいと思います。

### （具体的検討項目）

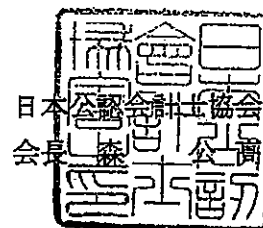
- ①正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和
- ②正味財産増減計算書内訳表における期首及び期末正味財産残高の記載方法
- ③実施事業資産の注記について
- ④事業費・管理費科目の考え方と表示方法

以上



非営利 25 第 5 号  
平成 25 年 7 月 12 日

内閣府公益認定等委員会  
委員長 山下 徹 殿



## 公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）

「公益法人会計基準」（平成 20 年 12 月 1 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基準」という。）に関する課題について検討するための仕組み（体制）の整備を要望いたします。

### 1. 現状の課題

平成 20 年基準は、大小様々な規模、様々な事業を行う公益法人（公益社団・財団法人、移行法人、申請法人及び一般社団・財団法人。以下同じ。）が適用する一般的、標準的な基準であり、基準に規定がない会計事象が生じた場合には、明確な根拠がないものの、国際的な動向、国内の経済事象を反映している企業会計基準が参考にされているところです。

しかしながら、公益法人の活動目的や組織特性を踏まえると、必ずしも企業会計基準をそのまま取り入れることが望ましいとは言えないとの声もあり、資産除去債務に関する会計基準等の昨今の新しい会計基準の適用可否や、もし適用するとした場合に企業と同じ考え方で良いのか等の疑問が現場から寄せられており、実務上混乱が生じております。

さらに、平成 20 年基準は、公益認定制度に対応した会計基準であることを背景として、制度的な要請が会計基準に反映されております。例えば、指定正味財産と一般正味財産の区分、会計区分間の資金移動、貸借対照表内訳表の作成要否など、会計理論では判断することができない部分もあり、制度趣旨に照らして明らかにされる必要があります。

### 2. 今回の要望

そのような状況の中、現行実務上の課題や環境変化に伴う新たな会計事象に対応できる仕組み（体制）が必要であり、個別の会計論点を検討していくための場を設け、関係者間で継続的に協議を行っていくことが望ましいと考えます。それに当たって、当協会としてもできる限り協力して参りたいと思っております。

なお、現状、平成 20 年基準のほか、「公益法人会計基準」（平成 16 年 10 月 14 日 公

益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成16年基準」という。)等を適用することも許容されており、平成20年基準が仮に改正された場合には、平成16年基準との違いが大きくなり、適用する会計基準が異なる法人間の比較が困難になる可能性があります。民間の公益活動を活性化し、法人の信頼性を高めるためには、寄付者等に対して財務情報を開示することが重要であり、各法人の活動状況を比較・実態把握するための有用な情報が提供されることにより、公益活動の促進につながると考えられます。

そこで、公益法人会計基準の適用状況につき実態調査の上、公益法人の会計実務に過度な負担とならないのであれば、比較可能性が担保され、情報利用者の利便性に資するよう、適用する会計基準を統一していくことが望ましいと考えます。

### 3. 当協会の取組と協力をお願い

以上のおり要望させていただきましたが、当協会では、公益法人会計だけの課題ではなく、非営利組織会計全体の課題として認識しております。「1. 現状の課題」で述べさせていただいた課題は、実務の混乱に対処すべく早急に検討する必要がある課題ではありますが、将来的には、非営利組織の活動目的、組織特性を踏まえた会計の基礎概念となるフレームワークが設定され、各非営利組織の会計基準設定主体が当該フレームワークを基礎として会計を整備していく仕組みの下、検討・対応されることが望ましいと考えます。

当協会では、非営利組織の会計の基本概念となるフレームワークを積極的に検討していきたいと考えており、本取組に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

## 要 望 別 紙

### 1. 企業会計基準との関係

#### (1) 平成20年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成20年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準

<例>

- ① 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日 企業会計審議会)  
… 平成16年基準公表後、JICPA において「固定資産の減損に係る会計基準」とは異なる内容(減損の兆候の有無に関係なく、いわゆる強制評価減である旨)の実務指針(非営利法人委員会報告第31号)を公表しているが、平成20年基準においてもそのような解釈でよいか。
- ② 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 改正平成20年9月26日)  
… 平成20年基準では時価評価とされているが、それは、この基準で定められる「収益性の低下」の考え方と整合するものなのか。棚卸資産を有し、その金額に重要性がある法人も少なくない。
- ③ 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)  
… 工事契約に該当する取引を行う場合の工事進行基準採用の可否。
- ④ 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)  
… 資産除去債務を負っており、その金額に重要性がある法人も少なくない。
- ⑤ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)  
… 賃貸等不動産を保有し、その金額に重要性がある法人も少なくない。
- ⑥ 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)  
… 会計方針の変更、表示方法の変更、見積りの変更、過去の誤謬については、すべての法人に発生し得るものである。

(2) 個別の企業会計基準が改正された場合の平成20年基準における対応等

<例>

- ① 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成10年6月16日 企業会計審議会 改正平成24年5月17日 企業会計基準委員会)  
… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「退職給付に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第28号、第29号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「退職給付に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。
  
- ② 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正平成20年3月10日 企業会計基準委員会)  
… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「金融商品に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第28号、同第32号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「金融商品に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。
  
- ③ 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会 改正平成19年3月30日 企業会計基準委員会)  
… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「リース取引に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「リース取引に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。

## 2. 公益法人に特有な会計上(表示を含む)の論点

<例>

### ① 「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日 企業会計審議会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において「税効果会計に係る会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、平成20年基準においても「税効果会計に係る会計基準」に準じるという解釈でよいか。

新公益法人制度制定に伴い、税制も改正されている。公益社団・財団法人において、みなし寄附を考慮する場合に適用する実効税率の考え方、注記の方法については、ある程度の指針等を設ける必要があると考える。

### ② 法人税や消費税についてのPLの表示方法

- ・ 内訳表における各会計区分への按分計上(BSを含む)
- ・ 非営利型の一般社団・財団法人における税額控除の適用が受けられない受取利子・配当等に係る源泉税の表示

### ③ BS内訳表を作成する場合の資産・負債・正味財産の各会計区分への按分計上

- ・ 原則的には、固定資産を使用割合等に応じて各会計区分に可能な限り按分計上せよということであろうが、どこまで厳密に行う必要があるか。(実務上は最も苦勞する部分である。)
- ・ なお、BS内訳表で固定資産を按分計上せず一つの会計区分に計上し、減価償却費を各会計区分に按分計上する場合には、各会計区分間での貸借勘定や他会計振替などを使用せざるを得ない。この場合、認定等の制度への抵触について検討する必要がある。
- ・ なお、BS内訳表の情報価値から検討する必要があると思われる。

### ④ BS内訳表を作成しない場合のPL内訳表における一般・指定正味財産期首残高の表示

… 記載しなくてよいか。

### ⑤ 事実の変更に伴うBS会計区分の変更が生じた場合の会計処理

… 建物の使用面積の実態が変わったような場合、各会計区分間での貸借勘定や他会計振替などの勘定科目を使用するのか、あるいは他の考え方があるのか。

### ⑥ 指定正味財産の指定解除の考え方

… 例えば、建物建設の財源を借入金で賄い、その返済を会員からの事後的な寄附によるような場合、当該寄附金は指定正味財産となるが、その解除は借入金返

済時か、建設した建物の減価償却時か、2つのタイミングが考えられる。指定とその解除の考え方について検討の余地がある。

⑦ 正味財産の金額と内書きである基本財産・特定資産への充当額との関係

… 正味財産が、内書きより少額になることはあり得るのか。

⑧ BS借方と貸方との関係の整理

… 平成16年基準公表後、JICPA において固定資産の区分(基本財産・特定資産・その他固定資産)と負債、一般正味財産・指定正味財産との関係を整理した内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、認定法との関係において改めて整理する必要はないか。

⑨ 事業費の表示科目

… 平成20年基準の運用指針では形態別の勘定科目が要請されているが、事業別の勘定科目の表示の可否。

### 3. 認定等制度と会計との関係

<例>

① 別表Hと財務諸表との関係の明確化

… PL内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

② 控除対象財産(1～6号)と財務諸表との関係の明確化

… BS内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

③ 移行法人における実施事業資産と財務諸表との関係の明確化

… BS内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

④ 借入金による設備投資を行った場合の収支相償

… 借入金により設備投資を行い、借入金の返済期限が減価償却期間より短い場合に、収支相償に影響する場合があると考えられる。

以上

## 公益法人の制度会計についてのアンケート実施について(案)

平成27年8月〇日

## アンケート実施の趣旨

公益法人の会計に関する諸課題を検討するために設置された会計研究会(以下、「研究会」という。)は、去る平成27年3月26日をもって、「公益法人の会計に関する諸課題の状況について(以下、「報告書」という。)が公益認定等委員会の承認を経て、公表され、合わせて、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(以下、「FAQ」という。)の改定も行われました。

本報告書は、平成20年12月の新公益法人制度の施行以来約5年ぶりに、初めて、会計上の課題を洗い出して優先順位を決定して検討を行ったものです。今後も引き続き検討を行います。

3月決算の法人にあって、今回の報告書及び改定FAQを踏まえて提出しているものと考えられますので、平成27年度の研究会における検討に資するため、下記のアンケートを実施しますので、御協力いただきますようお願いします。

## 記

## 1. アンケート対象

平成27年3月以降事業年度終了の公益法人又は移行法人を対象とします。

## 2. アンケート項目

(公益法人のご担当の方は、すべてを、また、移行法人のご担当の方は、①、②をご回答ください。)

- ① 今回の報告書及び改定FAQの役立て
- ② 今回の報告書及び改定FAQで適用したもの
- ③ 収支相償とその解消説明の記載

## 3. アンケート実施方法

別紙に必要事項を記入の上、平成27年8月〇日までに返信下さい。



(別紙)

## 公益法人の制度会計についてのアンケート

以下の項目について回答をお願いいたします。

なお、公益法人は、すべての項目について、また、移行法人は、1及び2についてご記入願います。

法人名： \_\_\_\_\_

1. 法人運営及び定期提出書類を作成するにあたり、今回の報告書及び改定FAQは、貴法人にとって役立ちましたか？

- 大変、役立った。
- まあまあ役立った。
- 一部、項目によっては役立った。
- 役立ったかどうかわからない。
- ほとんど、役立っていない。

2. 今回の報告書及び改定FAQで取り扱われて内容で適用したもの若しくは法人内部で考え方を整理したものを以下の中から選択してください。

・ 適用したもの(複数選択可)

収支相償の剰余金解消計画の1年延長

適用した場合の剰余金の金額を以下から選択してください。

1億円未満

1億円以上

正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和

正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の記載方法

公益目的保有財産としての金融資産の取得

災害時に備える資金の積立

・ 考え方を整理したもの(複数選択可)

収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

実施事業資産の注記

事業費・管理費の考え方と例示

他会計振替の考え方

3. 平成27年4月以降提出の定期提出書類の項目にある別表Aの収支相償について、以下の中から選択してください。

充足している。

特定費用準備資金の積立により充足している。

特定費用準備資金の積立の場合、以下から選択してください。

災害時に備える資金の積立(剰余金の発生している事業が、災害救援等である場合)

上記以外の積立

剰余金が生じている。

上記の回答で剰余金が生じている場合、別表A(1)及び別表A(2)の剰余金の解消理由について以下の中から選択してください(複数選択可)

・ 第一段階

将来の公益目的事業の拡大

その他

( )

・ 第二段階(50%繰入の場合 ・ 50%超繰入の場合 )

特定費用準備資金の積立

資産の取得・改良の資金の積立

公益目的保有財産の取得

公益目的保有資産の取得は以下から選択してください。

金融資産以外の取得

金融資産の取得

将来の公益目的事業の拡大(以下から選択してください)

将来の公益目的事業の拡大について解消計画を示した。

将来の公益目的事業の拡大については、特別な事情や合理的な理由を示して、解消計画立案のための検討スケジュールを示した。

その他(個別事情に応じた判断等、具体的な内容を以下に記載して下さい。)

(内容: )

ご協力ありがとうございました。



## 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

平成25年7月12日  
公益認定等委員会

## 1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注1）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注1）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月に改定した。

## 2 検討課題

日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から公益法人の会計に関する実務上の諸課題を聴取し、検討課題を整理した上で、順次検討する。

## 3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を設け、常勤委員会議（注2）で審議方針の整理を行い、最終的には委員会で審議し、方針を決定する。

## (1) 研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。研究会には、公認会計士である常勤委員がオブザーバー参加する。

## (2) 委員会との関係、検討プロセス等

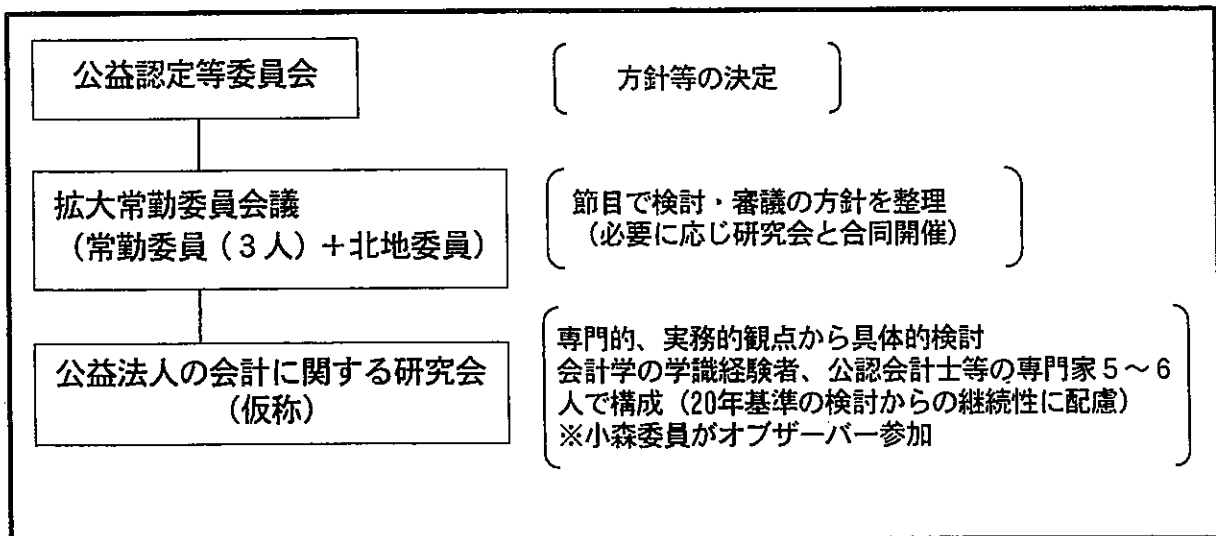
- 日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から、実務上の課題の提示を受けた上で、検討課題を整理する。
- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 他の案件と同様、審議方針の整理のため、節目において常勤委員会議（注2）で議論する。
- 最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

（注2）3人の常勤委員のほか、公認会計士である非常勤委員も参加する拡大会議とする。

## 4 任期、スケジュール等

- 今後、公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会の設置期限は設けない。なお、構成員の任期は毎会計年度とする。
- 研究会の開催頻度は、当面、1か月に1回程度とする。

(参考図)



(別紙)

公益法人の会計に関する研究会  
構成員

2013. 7. 12

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成20年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。



平成27年8月28日

平成27年度 公益法人の会計に関する  
研究会の構成員について

- 1 公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」）の構成員の任期は「毎会計年度」とされている（「公益法人の会計に関する諸課題の検討について」（25.7.12公益認定等委員会））ことから、今年度の開催\*に当たっては、改めて構成員を委嘱することが必要。

\* 9月以降開催することについて委員会に報告済み（8月7日）。

- 2 今年度は、「公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応」など、昨年度開催された研究会の報告書に基づく検討課題が中心であることから、別紙のとおり、昨年度と同じメンバーに委嘱。

以上



公益法人の会計に関する研究会  
構成員

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会前委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

## 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

平成25年7月12日  
公益認定等委員会

## 1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注1）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注1）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月に改定した。

## 2 検討課題

日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から公益法人の会計に関する実務上の諸課題を聴取し、検討課題を整理した上で、順次検討する。

## 3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を設け、常勤委員会議（注2）で審議方針の整理を行い、最終的には委員会で審議し、方針を決定する。

## (1) 研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。研究会には、公認会計士である常勤委員がオブザーバー参加する。

## (2) 委員会との関係、検討プロセス等

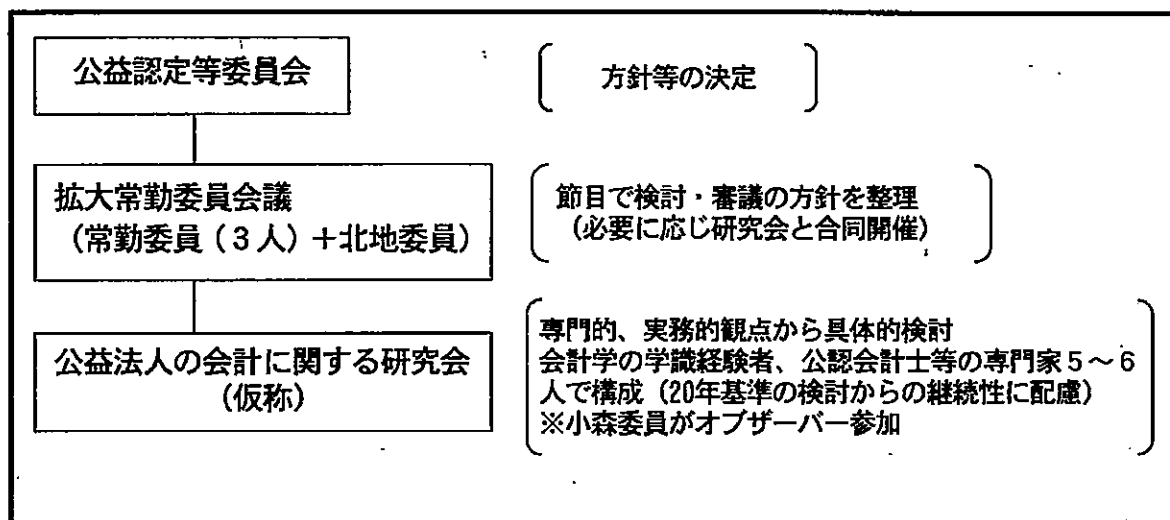
- 日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から、実務上の課題の提示を受けた上で、検討課題を整理する。
- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 他の案件と同様、審議方針の整理のため、節目において常勤委員会議（注2）で議論する。
- 最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

（注2）3人の常勤委員のほか、公認会計士である非常勤委員も参加する拡大会議とする。

## 4 任期、スケジュール等

- 今後、公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会の設置期限は設けない。なお、構成員の任期は毎会計年度とする。
- 研究会の開催頻度は、当面、1か月に1回程度とする。

(参考図)



(別紙)

公益法人の会計に関する研究会  
構成員

2013. 7. 12

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成20年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

## 平成 27 年度の検討課題とスケジュール

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(27.3.26 当研究会報告書。以下「研究会報告書」)において日本公認会計士協会(以下「会計士協会」と)との連携・協力の下に検討を進めることとされていた事項について、同協会における検討の進捗に応じ、以下のスケジュールにより検討を進める。

### 第 1 回 (10 月 2 日)

【テーマ】公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応  
企業会計の基準を公益法人にも求めることが、利害関係人への適正開示、監督上の必要性、法人の負担等の点に照らして必要か。

(例)

- i) 金融商品の状況、時価等に関する詳細な注記を記載することとすべきか。
- ii) 財務諸表について会計方針の変更や誤謬の訂正が行われた場合、過年度分についても遡って訂正させ、内閣府に改めて提出させることとすべきか。

### 第 2 回 (10 月下旬～11 月上旬)

【テーマ】法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

旧公益法人制度下で策定された平成 16 年会計基準から、新公益法人制度下で策定された平成 20 年会計基準に円滑に切替えが進むよう、実務上どのような点に考慮すべきか。

## (案)

### 第3回 (11月下旬～年末)

【テーマ】 研究会報告書の会計士協会実務指針への反映

(主な事項)

- i) 指定正味財産について、使途の制約の基準やその具体例、一般正味財産への振替のタイミングやその具体例を、実務指針に記載する必要はないか。
- ii) 研究会報告書において「『その他有価証券』に分類された債券は、償却原価法を適用した上で時価評価する」とされたことを踏まえ、この変更を適用した場合の過年度修正の方法など、実務上の取扱いをどうするか。
- iii) 公益目的事業のみを実施する法人が、今後、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分を省略するに当たっての留意事項

(予備日 1月中・下旬)

### 第4回 (2月中旬)

- 1 本年度の研究会報告書案 (パブリックコメント案) の検討
- 2 日本公認会計士協会の実務指針案の最終確認

[パブリックコメント (2月中旬～3月上旬)]

### 第5回 (3月中旬)

本年度の研究会報告書の確定

公益法人の会計に関する研究会運営要領

平成 25 年 8 月 5 日  
公益法人の会計に関する研究会申合せ

1. 構成及び運営

- (1) 座長は公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）のメンバーの互選により定め、座長代理及び主査はメンバーの中から座長が指名する。
- (2) 研究会は、座長が招集する。
- (3) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (4) 主査は、座長を補佐し、審議の内容を整理し、取りまとめを行う。
- (5) 座長は、課題を検討するに際し必要な範囲において、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

2. 議事の進行等

- (1) 会議の進行は、座長が務める。
- (2) 議事要旨は、内閣府公益認定等委員会事務局において作成し、座長の確認を求める。

3. 庶務

研究会の庶務は、内閣府公益認定等委員会事務局において処理する。

(只今、集計作業中のため取扱いに注意願います。)

## 公益法人の制度会計についてのアンケート結果(速報)

平成27年10月2日

### I 概要

実施期間:平成27年9月7日～9月18日

対象法人:平成27年3月以降に事業年度が終了し、当該事業年度の財務諸表等を作成した内閣府の公益法人又は移行法人

対象法人数: 3,696法人

(うち、公益社団法人 636、公益財団法人 1,413  
移行社団法人 833、移行財団法人 814 )

有効回答数: 1,206法人(32.6%)

(うち、公益社団法人 217、公益財団法人 524  
移行社団法人 213、移行財団法人 252 )

### II 結果

項目1: 法人運営及び定期提出書類を作成するにあたり、今回の報告書及び改定FAQは、貴法人にとって役立ちましたか？

- 大変、役立った : 139法人(11.5%)
  - まあまあ役立った : 187法人(15.5%)
  - 一部、項目によっては役立った : 444法人(36.8%)
  - 役立ったかどうかわからない : 308法人(25.6%)
  - ほとんど、役立っていない : 128法人(10.6%)
- 合計 ;1,206法人(100.0)

項目2: 今回の報告書及び改定FAQで取り扱われて内容で適用したもの(2-1)及び法人内部で考え方を整理したもの(2-2)について以下にご回答ください。

2-1 適用したもの(複数選択可)

- 収支相償の剰余金解消計画の1年延長 : 69法人
- 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和 : 120法人
- 正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の記載方法 : 281法人
- 公益目的保有財産としての金融資産の取得 : 34法人
- 災害時に備える資金の積立 : 11法人

※「収支相償の剰余金解消計画の1年延長」の場合、剰余金の金額を以下から選択してください。

- 1億円未満 : 63法人
  - 1億円以上 : 4法人
- (空欄 : 2法人)

2-2 考え方を整理したもの(複数選択可)

- 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方 : 211法人
- 実施事業資産の注記 : 58法人



- 事業費・管理費の考え方と例示 : 307法人
- 他会計振替の考え方 : 142法人

項目3: 収支相償の充足と剰余金が生じた場合の解消説明について、以下にご回答ください。

3-1 平成27年4月以降提出の定期提出書類の項目にある別表Aの収支相償について、以下から選択してください。

- 充足している : 550法人
- 剰余金が生じている : 136法人

3-1-1 「充足している」の場合で特定費用準備資金の積立をしている場合、以下から選択してください。

- 積立をしていない : 423法人
- 災害時に備える資金の積立(剰余金の発生している事業が、災害救援等である場合) : 0法人
- 上記以外の積立(以下に内容を記載願います。) : 106法人

(内容: )

主な回答

- 年周年記念事業資金 : 17法人
- 国際会議積立資金 : 6法人
- 奨学金資金積立資金 : 4法人
- 建物等修繕積立関係 : 10法人
- 公益目的事業積立金関係 : 7法人

(只今、集計作業中)

3-1-2 「剰余金が生じている」の場合に以下からひとつ選択してください。

- 特定費用準備資金を積立ても剰余金が生じている。 : 30法人
- 特定費用準備資金を取崩で剰余金が生じている。 : 9法人
- 特定費用準備資金の積立・取崩で剰余金が生じている。 : 7法人

3-2 剰余金が生じている場合、別表A(1)及び別表A(2)の剰余金の解消理由について以下から選択してください(複数選択可)

3-2-1 第一段階 以下からひとつ選択してください。

- 将来の公益目的事業の拡大 : 44法人
- その他(内容を以下に簡潔に記載してください。) : 44法人

(内容: )

主な回答

- ✓ 剰余金相当額を、加入者の支払った特約料の割引分として返金することで収支相償を図る計画である。

- ✓ 公益目的事業の中の公〇の事業について、昭和 00 年度導入の電算システムがプログラム上の不具合により帳票が出力されないものがあるなど、不便性を生じているので、新機種のを導入し、リース債務を計上し、剰余金を充てることとする。
- ✓ 単年度限りの臨時収入があったが、単年度限りの事業費の拡大はできなかった。剰余金は翌事業年度で解消する。
- ✓ 資料のデジタル化推進、会計科目の公・法比率を適正に修正、流動資産の一部固定資産化など。
- ✓ 平成26年度の剰余金は、事業収入や事業費の増加に起因するものではなく、過去に購入した為替連動債券の受取利息が円安により増加したことによるもの。当該債券の多くは平成26年度中に償還したため、平成27年度以降は受取利息が減少し、剰余金はでないものと見込まれる。
- ✓ 次年度予算で公益事業に赤字が見込まれているため、その経費負担に充当する予定。
- ✓ 前年度事業未達だったため剰余金が発生した。今年度に、昨年度できなかった事業を行い、剰余金を解消予定である。
- ✓ 本年度の剰余は想定外の急激な円安で利金が大幅に増加したことによるもの。来年度は利金の減少を見込んでおり、適切な支出を図ることにより同額程度の損失が生じる予定  
(只今、集計作業中)

3-2-2 第二段階(50%繰入の場合) 以下から選択してください(複数選択可)

- 資産の取得・改良の資金の積立 : 22法人
- 公益目的保有財産の取得 : 25法人
- 将来の公益目的事業の拡大 : 39法人
- その他(個別事情に応じた判断等、具体的な内容を以下に記載して下さい。) : 43法人

(内容: )

公益目的事業財産の取得 : 3法人

資産取得資金の積立 : 5法人

その他の主な回答

- ✓ 次年度の公益目的事業会計がマイナスの見込みであるため、この剰余金は解消される予定。
- ✓ 一部の翻訳出版作品の発刊が翌年度に繰り越したため、費用が過少となり剰余金が生じたもので、翌年度で解消する見込み。
- ✓ 2015年度は過去2年と異なり、人件費関係が大幅な増額となるため、剰余金はほぼ相殺されることになる。
- ✓ 次年度予算で公益目的事業に赤字が見込まれているため、その経費負担に充当する予定。
- ✓ 本年度の剰余は想定外の急激な円安で利金が大幅に増加したことによる。来年度は利金の減少を見込んでおり、適切な支出を図ることにより同額程

度の損失が生じる予定である。

(只今、集計作業中)

3-2-2-1「公益目的保有資産の取得」の場合、以下から選択してください。

■ 金融資産以外の取得 : 10法人

■ 金融資産の取得 : 13法人

3-2-2-2「将来の公益目的事業の拡大」の場合、以下からひとつ選択してください。

■ 将来の公益目的事業の拡大について解消計画を示した。 : 28法人

■ 将来の公益目的事業の拡大については、特別な事情や合理的な理由を示して、解消計画立案のための検討スケジュールを示した。 : 8法人

以上

## 公益法人の制度会計についてのアンケートに実施について

平成27年9月7日

## アンケート実施の趣旨

公益法人の会計に関する諸課題を検討するために設置された会計研究会（以下、「研究会」という。）は、去る平成27年3月26日をもって、「公益法人の会計に関する諸課題の状況について（以下、「報告書」という。）が公益認定等委員会の承認を経て、公表され、合わせて、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（以下、「FAQ」という。）の改定も行われました。

本報告書は、平成20年12月の新公益法人制度の施行以来約5年ぶりに、初めて、会計上の課題を洗い出して優先順位を決定して検討を行ったものです。今後も引き続き検討を行います。

3月決算の法人にあって、今回の報告書及び改定FAQを踏まえて提出しているものと考えられますので、平成27年度の研究会における検討に資するため、下記のアンケートを実施しますので、御協力いただきますようお願いします。

## 記

## 1. アンケート対象

平成27年3月以降に事業年度が終了し、当該事業年度の財務諸表等を作成した内閣府の公益法人又は移行法人を対象とします。

## 2. アンケート項目

（公益法人のご担当の方は、すべてを、また、移行法人のご担当の方は、①、②をご回答ください。）

- ① 今回の報告書及び改定FAQの役立て
- ② 今回の報告書及び改定FAQで適用したもの
- ③ 収支相償とその解消説明の記載

## 3. アンケート実施方法

別紙に必要事項を記入の上、平成27年9月18日までに返信下さい。

(別紙)

## 公益法人の制度会計についてのアンケート

以下の項目について回答をお願いいたします。

なお、公益法人は、すべての項目について、また、移行法人は、1及び2についてご記入願います。

法人名: \_\_\_\_\_ (必須)

以下より、チェックをお願いします。(必須)

- 公益社団法人
- 公益財団法人
- 一般社団法人(移行法人)
- 一般財団法人(移行法人)

1. 法人運営及び定期提出書類を作成するにあたり、今回の報告書及び改定 FAQ は、貴法人にとって役立ちましたか？以下より、チェックをお願いします。(必須)

- 大変、役立った
- まあまあ役立った
- 一部、項目によっては役立った
- 役立ったかどうかわからない
- ほとんど、役立っていない

2. 今回の報告書及び改定FAQで取り扱われた内容で適用したもの(2-1)及び法人内部で考え方を整理したもの(2-2)について以下にご回答ください。

2-1 適用したもの(複数選択可)

- 収支相償の剰余金解消計画の1年延長
- 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和
- 正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の記載方法
- 公益目的保有財産としての金融資産の取得
- 災害時に備える資金の積立

(2-1で「収支相償の剰余金解消計画の1年延長」を選択した場合のみ回答して下さい)

2-1-1 剰余金の金額を選択してください。

- 1億円未満
- 1億円以上

2-2 考え方を整理したもの(複数選択可)

- 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方
- 実施事業資産の注記

事業費・管理費の考え方と例示

他会計振替の考え方

3. 収支相償の充足と剰余金が生じた場合の解消説明について、以下にご回答ください。

3-1 平成27年4月以降提出の定期提出書類の項目にある別表Aの収支相償について選択してください。

充足している

剰余金が生じている

(3-1で「充足している」を選択した場合のみ回答してください)

3-1-1 特定費用準備資金の積立について選択してください。

積立をしていない

災害時に備える資金の積立をしている(剰余金の発生している事業が、災害救援等である場合)

上記以外の積立をしている(以下に内容を記載願います。)

(内容: )

⇒3-1で「充足している」を選択した場合は、アンケートは以上になります。ページ下部の「内容確認画面へ進む」ボタンを押下して次に進んでください。

(3-1で「剰余金が生じている」を選択した場合は3-1-2及び3-2を回答してください)

3-1-2 選択してください

特定費用準備資金を積立ても剰余金が生じている。

特定費用準備資金を取崩で剰余金が生じている。

特定費用準備資金の積立・取崩で剰余金が生じている。

3-2 剰余金が生じている場合、別表A(1)及び別表A(2)の剰余金の解消理由について以下から選択してください

3-2-1 【第一段階】ひとつ選択してください

将来の公益目的事業の拡大

その他(内容を以下に簡潔に記載してください)

(内容: )

3-2-2 【第二段階(50%繰入の場合)】選択してください(複数選択可)

資産の取得・改良の資金の積立

公益目的保有財産の取得

将来の公益目的事業の拡大

その他(個別事情に応じた判断等、具体的な内容を以下に記載して下さい。)

(内容: )

(3-2-2で「公益目的保有資産の取得」を選択した場合のみ回答してください)

3-2-2-1 選択してください。

金融資産以外の取得

金融資産の取得

(3-2-2で「将来の公益目的事業の拡大」を選択した場合のみ回答してください)

3-2-2-2将来の公益目的事業の拡大の場合、以下からひとつ選択してください

将来の公益目的事業の拡大について解消計画を示した

将来の公益目的事業の拡大については、特別な事情や合理的な理由を示して、解消計画立案のための検討スケジュールを示した

ご協力ありがとうございました。

## (日本公認会計士協会提出資料)

## 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応の基本的な考え方

## 1. 背景

内閣府からの要請にもとづき、公益法人会計基準(いわゆる平成20年基準を指し、以下、「基準」という。)を適用している公益社団・財団法人および一般社団・財団法人(以下「公益法人等」という。)が、基準に定めのない会計事象について企業会計を斟酌した会計処理や開示を行う必要があるか、また、そのような会計処理を行った場合のメリット・デメリットについて検討した。具体的には次の企業会計の基準についての公益法人等への適用可能性について検討対象とした。

- ① 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成10年6月16日 企業会計審議会 改正平成24年5月17日 企業会計基準委員会)
- ② 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正平成20年3月10日 企業会計基準委員会)
- ③ 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会 改正平成19年3月30日 企業会計基準委員会)
- ④ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 改正平成20年9月26日)
- ⑤ 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)
- ⑥ 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)
- ⑦ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 改正平成23年3月25日)
- ⑧ 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)
- ⑨ 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日 企業会計審議会)

## 2. 公益法人等への企業会計の基準の適用の基本的な考え方

公益法人等の利害関係者や財務諸表の利用目的の観点から検討を加えた。

まず、利害関係者であるが、主に行政利用目的に限る公益認定等委員会等を除けば寄付者、会員、債権者、取引先のほか、不特定かつ多数の第三者等多岐にわたると考えられる。これらの利害関係者の財務諸表利用目的であるが、それぞれの立場において異なってくるものと想定される。これらのことから考えれば、公益法人等における外部運営環境を踏まえて、運営上生じた事象の経済実態を適切に財務諸表にあらわすとともに必要な情報開示を積極的に行い、そのうえで適正に開示した情報の利用方法は各利害関係者にまかせるべきであると考えられる。ここで、運営上生じた事象の経済実態を適切にあらわし、公益法人等の資産、負



債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況をより適切に表示するための方法としては、考えうるすべての事象について改めてあるべき会計処理を検討する方法も考えられるが、これらにすでに対応してきている企業会計の基準を参照することも有益であると考えられる。発生しうる事象自体は一般企業においても公益法人等においても経済的実質は同一と考えても差し支えないと思われるものが多く、それらについては原則として企業会計の基準を適用すべきである。

ただし、上記は会計処理に関する部分についての考えであり、注記に関する部分については金商法ベース、会社法ベース、基準以外のものは不要といった考え方があるが、一般法人法が基本的に会社法に準拠して制定されていることを鑑み、現時点では基準で要求されているもののほかについては会計監査人設置法人か否かの区分ごとに会社計算規則で要求される項目について開示するということが穏当と考えられる。

なお、基本的な考え方は以上のとおりであり、企業会計の基準を適用することに会計上のデメリットは見られない。しかし、これらの中には、そのままの適用を行うことが公益法人制度上支障があるとの懸念があるものも考えられる。そのため、上記企業会計の基準ごとに、その適用にあたり検討すべき事項を洗い出した。

また、ここでは公益法人等の事務処理の煩雑性といったデメリットおよび重要性の観点は考慮していない。

### 3. 企業会計の基準ごとの検討結果

#### ① 基準公表前に企業会計に導入されている企業会計の基準

●「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成10年6月16日 企業会計審議会 改正平成24年5月17日 企業会計基準委員会)

- ・ 基準においても同会計の適用が前提となっている。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。

●「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正平成20年3月10日 企業会計基準委員会)

- ・ 基準では基本的には時価会計を適用することとされており、これ以外の点においては基準においても同会計の適用が前提となっている。基準と企業会計の基準との異同点については別紙で検討している、
- ・ なお、注記については会社法ベースが穏当と既述しているが、金融商品を多額に保有する機会が多い公益法人等の現況を踏まえつつ、基準上金融商品に関する注記事項を定めているが、これに加えて、金融商品の時価開示が必要かに関し、その在り方についても別紙1で検討している。

●「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会 改正平成19年3月30日 企業会計基準委員会)

- ・ 基準においても同会計の適用が前提となっている。具体的適用方法に関して同基準に定める方法をよることにより特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。

●「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日 企業会計審議会)

- ・ 基準において公益法人等の特性を考慮した処理方法を規定しており、これによるべき。

●「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 改正平成20年9月26日)

- ・ 基準において低価法の強制について規定されており、これによるべき。ただし、企業会計の基準と実質的な差異はなく、企業会計の基準に準拠することに変更することも特に支障はないものとする。

●「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)

- ・ 基準において特に規定はない。具体的適用方法に関して同基準に定める方法よることにより特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。

## ② 基準公表後に企業会計に導入された企業会計の基準

●「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)

- ・ 基準において特に規定はない。具体的適用方法に関して同基準に定める方法よることにより特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。

●「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 改正平成23年3月25日)

- ・ 基準において特に規定はない。具体的適用方法に関して同基準に定める方法

によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。なお、会社法ベースでも注記事項とされている。

●「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)

- ・ 基準において特に規定はない。
- ・ 公益法人等で同基準を適用できるか否かについては、次の点について検討し、結論を得ることが必要である。
  - 前期数値の基準における位置づけ（比較情報の考え方）
  - 会計上の金額と定期提出書類の金額の連動性
  - 基準における前期損益修正損益の規定との整合性
- ・ 詳細は別紙参照

以上

## 金融商品会計に関する整理

### I. 総論

平成 20 年基準導入時において、企業会計における現行の金融商品会計基準は適用されていたため、企業会計と公益法人会計基準に金融商品に関する会計処理及び開示に大きな相違はない(詳細は「Ⅲ. 相違事項まとめ 参照」)。

### II. 「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」

しかしながら、『金融商品に関する会計基準』の平成 20 年改正にて導入された「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」に関する注記(以下、「時価等の注記」という。)が公益法人会計基準において求められていない。

「時価等の注記」は、『金融商品に関する会計基準』において、「～略～しかし、その後の証券化の拡大や金融商品の多様化等、金融取引を巡る環境が変化する中で、それ以外の金融商品についても時価情報に対するニーズが拡大しており、また、国際的な会計基準でも、時価に関する情報開示は拡大している。(119 項)」

「～略～金融商品の時価を開示することは、投資者に対して有用な財務情報を提供することになるという意見も多い。～略～会計基準等によって企業の側において金融商品のリスク管理等を一層徹底するインセンティブを高めるためにも金融商品の時価等を開示することに意義があるという意見もある。～略～金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることとした(120 項)」とされている。

公益法人等においては、財務諸表の利用者として、投資者は想定されておらず、いわゆる企業価値を算定するニーズは少ない。しかしながら、大規模な財団法人等、公益法人等の中には、多数・多様な金融商品を保有する法人も存在すると考えられ、公益法人会計基準においても「時価等の注記」により、金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることは有意義であると考えられる。なお、企業会計同様、保有する金融商品に重要性が乏しい場合は、注記の省略は認められるものと考えられる。

### III. 相違事項まとめ

#### 1. 処理に関する相違

##### (1) その他有価証券のうち時価のあるものに関する会計処理

##### ① その他有価証券の定義

企業会計	公益法人会計基準
<p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券</p>	<p>なし (満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券) ※売買目的有価証券の定義もなし</p> <p>公益法人の事業特性から、売買目的有価証券の保有は想定されない。加えて、下記記載のとおり、「その他有価証券」と「売買目的有価証券」の会計処理の相違は生じない。</p>

##### ② 会計処理

企業会計	公益法人会計基準
<p>時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかにより処理する。</p> <p>(1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。</p> <p>(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p>なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。</p>	<p>時価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理する。</p>
	指定正味財産と一般正味財産の別

## (2) 償却原価法の適用

企業会計	公益法人会計基準
適用有り (明文化された)重要性の原則の適用なし	適用有り (明文化された)重要性の原則の適用あり

## (3) ヘッジ会計

企業会計	公益法人会計基準
適用有り 繰延ヘッジと時価ヘッジ	明文無し <p>           その他有価証券の評価差額の処理に同じく、当期の損益を通さずに処理する会計処理は考えられないことから、繰延ヘッジは事実上適用不可。また、時価ヘッジについても、そもそものヘッジ対象となりうるその他有価証券が当期の損益通し処理されるため、適用されない(逆に、時価ヘッジは強制適用されている)。         </p>

## 2. 開示に関する相違

### (1) 注記事項

#### ① 会社法との比較

企業会計	公益法人会計基準
<p>「会社計算規則」において、金融商品に関して、以下の注記が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品の状況に関する事項</li> <li>・金融商品の時価等に関する事項</li> </ul> <p>※ただし、(明文化された)重要性の原則の適用あり</p> <p>※ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く)においては、求められていない。</p>	明文無し

② 金融商品会計基準との比較

企業会計	公益法人会計基準
<p>「金融商品会計基準」において、金融商品に関して、以下の注記が求められている。</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>なお、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。</p>	<p>明文無し</p>

③ 公益法人会計基準にて求められている注記

企業会計	公益法人会計基準
<p>会社計算規則においては、右記に対応する注記はなし。ただし、財規にはあり(下記)</p>	<p>満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p>

④ 財務諸表等規則との比較

企業会計	公益法人会計基準
<p>財規 8-6-2(金融商品に関する注記) ～詳細省略～</p>	<p>明文無し</p>
<p>財規 8-7(有価証券に関する注記)</p> <p>1. 有価証券については、以下の注記が求められている。</p> <p>① 売買目的有価証券関係 ～略～</p>	<p>明文無し (公益法人会計基準には、売買目的有価証券の定めがない)</p>

<p>② 満期保有目的の債券関係      当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項      イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額      ロ 貸借対照表日における時価      ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額</p> <p>③ 子会社株式及び関連会社株式関係      ～略～</p> <p>④ その他有価証券関係      ～略～</p> <p>⑤ 売却した満期保有目的の債券      ～略～</p> <p>⑥ 当該事業年度中に売却したその他有価証券      ～略～      2 保有目的の変更      ～略～      3 減損処理      ～略～</p>	<p>満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>明文無し</p> <p>明文無し</p> <p>明文無し</p> <p>明文無し</p> <p>明文無し</p> <p>明文無し</p>
<p>財規 8-8(デリバティブ取引に関する注記)</p> <p>デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏し</p>	<p>明文無し</p>



<p>いものについては、注記を省略することができる。</p> <p>～詳細省略～</p>	
--	--

(2) 附属明細表・財産目録等

企業会計	公益法人会計基準
会社計算規則においては、附属明細書に金融商品に関するものはない。	金融商品、有価証券に関する附属明細書はなし。
財務諸表等規則において、「有価証券明細表」の作成が求められている。	財産目録において、「有価証券明細表」と同レベルの開示が行われる。

以上

**公益法人会計基準における  
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」適用可否  
(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)**

企業会計では、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みを進めるにあたり、国際的な会計基準で見られるような、会計方針の変更、表示方法の変更及び誤謬の訂正が行われた場合の過去の財務諸表の遡及処理に関する取扱いについて、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)(以下「過年度遡及会計基準」という。)に定め、財務諸表利用者への比較情報提供を担保している。

一方、公益法人会計では、貸借対照表及び正味財産増減計算書で前年度金額を開示しているが、公益法人会計基準注解(注 14)「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について」において、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。」と定められており、過年度修正の遡及処理を求めている。

しかしながら、過年度遡及会計基準は、公益法人会計基準最終改正(平成 21 年 10 月 16 日)以降に定められているため、公益法人会計におけるその取扱いが問題となる。

過年度遡及会計基準は、過去の期間への遡及処理によって期間比較可能性及び企業間の比較可能性を向上し、財務諸表の意思決定有用性を高めることを目的としており、この目的は、どのような法人形態であっても志向すべきことである。公益法人会計における財務諸表利用者(役員等の内部意思決定者、寄附者・銀行等の資金提供者、内閣府等の行政監督者等)の財務諸表利用目的(※)を想定した場合、公益法人会計において過年度遡及会計基準を適用することは有用と考えられる。

(※) 非営利組織会計検討会による報告「非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理」(平成 27 年 5 月 26 日 日本公認会計士協会) II 2. より、「主たる情報利用者である資源提供者及び債権者の情報ニーズは、(略)このうち、会計に期待されるのは「継続的活動能力」と「活動の努力及び成果に関する実績」を理解するための情報であると整理した」とある。

一方で、「監査基準の改訂に関する意見書」(平成 22 年 3 月 26 日企業会計審

議会) 二 4(1)では、「財務諸表の期間比較可能性を確保・向上し、投資者に有用な情報を提供する観点から、金融商品取引法上、前期の財務諸表は、当期の財務諸表の一部を構成するものとして、当期の財務数値に対応する前期の財務数値を比較情報として位置づけ、これを開示することが適当である。」とされており、公益法人会計基準における当年度及び前年度金額の開示が比較情報として位置づけられるかどうかは議論の余地がある。

また、学校法人及び独立行政法人においては、制度上の問題(補助金の返還実務等)より過年度遡及会計基準を適用しない旨が公表されている。そのため、公益法人及び移行法人においても、過年度遡及会計基準を適用することによる制度上の問題がないかを整理する必要がある。

例えば、過年度遡及処理を行った場合の定期提出書類作成時の疑問点として、以下の事例が挙げられる。

- ①収支相償の第一段階の判定で、前年度に剰余金が生じていた場合は当該剰余金額を合計して判定することになるが、遡及処理を行った場合の当該金額の取扱いはどうなるのか。
- ②遡及処理を行った結果、控除対象財産の前年度の金額が変更となった場合、別表 C (2) (控除対象財産) の期首金額の取扱いはどうなるのか。
- ③遡及処理を行った場合、別表 H (1) (当該事業年度末日における公益目的取得財産残額) の「前事業年度の末日の公益目的増減差額」の取扱いはどうなるのか。

以上より、過年度遡及会計基準を公益法人会計において適用する場合の整理すべき事項は以下の通りである。

- ・ 公益法人会計基準における比較情報の考え方
- ・ 会計金額と申請金額の連動性
- ・ 公益法人会計基準改正(注解 14)の可能性

以 上

## 企業会計基準の公益法人への適用の要否について

【資料3-2】

会計基準	概 要	公認会計士協会の考え方	適用の要否（事務局案）
基本的考え方		(1) 会計処理に関する部分については、原則として企業会計の基準を適用すべき。 (2) 注記に関する部分については、一般法人法が基本的に会社法に準拠して制定されていることに鑑み、会社計算規則で要求される項目について開示するのが穏当と考えられる。 (3) 公益法人制度上支障があるかどうかについて、企業会計の基準ごとに検討すべき。	一般法人法において「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（119条・199条）と規定されていることから、企業会計の基準によることを基本としつつも、個別の基準を公益法人に適用するか否かは、公益法人に過度の事務負担を課さないようにするとともに、利害関係者への開示や行政庁による監督の必要性等を踏まえて検討すべき。
退職給付	20年基準の導入後、本基準が改正され（平成24年）、従業員300人超の企業に適用される「原則法」に関し、財務諸表に影響する以下の項目が見直されたが、これを公益法人にも適用するか。 ①退職給付債務及び勤務費用の計算方法 ②複数事業主制度の取扱い ③科目名称	<b>【要】</b> 20年基準においても同会計の適用が前提となっている。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。	<b>【現行どおり】</b> 20年基準でも本基準の適用が前提とされている。

会計基準	概 要	公認会計士協会の考え方	適用の要否（事務局案）
金融商品	<p>20年基準の導入後、本基準が改正され（平成20年）、①金融商品の状況に関する事項（金融商品の内容やリスク、リスク管理体制など）、②金融商品の時価等に関する事項（時価の算定方法に関する説明）について注記することとされたが、この注記を公益法人にも求めるか。</p>	<p>【要】</p> <p>(1) 20年基準においても企業会計の適用が前提となっている。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。</p> <p>(2) 金融商品を多額に保有する場合は多い公益法人等の現況を踏まえつつ、基準上金融商品に関する注記事項を定めているが、これに加えて、改正後の金融商品の時価等の注記も適用すべき。</p> <p>(3) 公益法人の財務諸表等の利用者として投資家は想定されていないが、大規模な公益財団法人においては、多種多様な金融商品を保有する法人も存在することに鑑み、開示の充実を図ることは有意義。</p> <p>(4) 企業会計と同様、保有する金融商品に重要性が乏しい場合、注記の省略は認められる。</p>	<p>【現行どおり】</p> <p>(1) 本事項の注記は、投資家にとっては必要不可欠な情報だが、投資家が存在しない公益法人にそこまで求める必要性は乏しい。 （債権者と株主の保護を目的とする会社計算規則と同等レベルの開示で十分。）</p> <p>(2) なお、公益法人が本事項について自主的に注記することは妨げないが、その場合、継続的に適用することが必要。</p>
リース取引	<p>①ファイナンス・リース取引におけるリース資産の内容と減価償却方法を注記する。</p> <p>②解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料（その時点の貸借対照表には計上されない）を、リース期間が貸借対照表日後1年以内に終わるものと1年を超えるものとに区分して、注記する。</p>	<p>【要】</p> <p>20年基準においても企業会計の適用が前提となっている。具体的適用方法に関して本基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。</p>	<p>【現行どおり】</p> <p>20年基準でも本基準の適用が前提とされている。 （債権者・株主保護を目的とする会社計算規則も同様）</p>

会計基準	概 要	公認会計士協会の考え方	適用の要否（事務局案）
棚卸資産の評価	<p>通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得価額より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>【要】 20年基準に低価法の強制について規定されており、これによるべき。ただし、企業会計の基準と実質的な差異はなく、企業会計の基準に準拠することに変更することも特に支障はない。</p>	<p>【現行どおり】 20年基準でも、時価が取得価額よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額とするとされていることから、本基準と実質的な相違はない。</p>
工事契約	<p>【会計処理】 工事の完成前でもその進捗度に応じて当期の収益・原価を計上する「工事進行基準」を適用するための要件や、工事進捗度の見積方法など、工事契約の会計処理のルールを規定。</p> <p>【注記事項】 工事契約の会計処理に当たって適用した基準（工事進行基準か工事完成基準か）を明示するとともに、工事進行基準を適用した場合に決算日時点の工事進捗度を見積もった方法などに関する注記を記載する。</p>	<p>【要】 20年基準において特に規定はない。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。</p>	<p>【会計処理については要】 工事契約の会計処理に関しては、本基準のほかに拠るべき基準がないことから、公益法人にも適用すべき。</p> <p>【開示・注記については現行どおり】 (1) 本事項の注記は、投資家にとっては必要不可欠な情報だが、投資家が存在しない公益法人にそこまで求める必要性は乏しい。 （債権者と株主の保護を目的とする会社計算規則と同等レベルの開示で十分。） (2) なお、公益法人が本事項について自主的に注記することは妨げないが、その場合、継続的に適用することが必要。</p>

会計基準	概 要	公認会計士協会の考え方	適用の要否（事務局案）
資産除去債務	<p>【会計処理】 資産除去債務に対応する除去費用の計上方法など資産除去債務の会計処理のルールを規定。</p> <p>【注記事項】 資産除去の内容の説明や支払発生までの見込期間などに関する注記を記載する。</p>	<p>【要】 20年基準において特に規定はない。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。</p>	<p>【会計処理については要】 資産除去債務の会計処理に関しては、本基準のほかに拠るべき基準がないことから、公益法人にも適用すべき。</p> <p>【開示・注記については現行どおり】 (1) 本事項の注記は、投資家にとっては必要不可欠な情報だが、投資家が存在しない公益法人にそこまで求める必要性は乏しい。 (債権者と株主の保護を目的とする会社計算規則と同等レベルの開示で十分。) (2) なお、公益法人が本事項について自主的に注記することは妨げないが、その場合、継続的に適用することが必要。</p>
賃貸等不動産の時価等の開示	<p>賃貸等不動産の状況（経営管理と収益獲得目的不動産の区分など）、時価（期末時価及び期中における時価の変動など）に関する事項を注記する。</p>	<p>【要】 20年基準において特に規定はない。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。なお、会社法ベースでも注記事項とされている。</p>	<p>【現行どおり】 (1) 本事項の注記は、投資家にとっては必要不可欠な情報だが、投資家が存在しない公益法人にそこまで求める必要性は乏しい。 (債権者と株主の保護を目的とする会社計算規則と同等レベルの開示で十分。) (2) なお、公益法人が本事項について自主的に注記することは妨げないが、その場合、継続的に適用することが必要。</p>



会計基準	概 要	公認会計士協会の考え方	適用の要否（事務局案）
会計上の変更及び誤謬の訂正	<p>財務諸表について会計方針の変更や誤謬の訂正が行われた場合、過年度分についても遡って訂正させ、行政庁に改めて提出させる。</p>	<p>【要】</p> <p>(1) 基準において特に規定はない。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべき他の方法も見当たらない。</p> <p>(2) ただし、次の点について検討し、結論を得ることが必要である。</p> <p>i) 前期数値の20年基準における位置づけ（比較情報の考え方）</p> <p>ii) 会計上の金額と定期提出書類の金額の連動性</p> <p>iii) 20年基準における前期損益修正損益の規定との整合性</p>	<p>【現行どおり】</p> <p>(1) 銀行や投資家等の利害関係者が融資や投資を判断するに当たり、経年的にその業績の推移を把握する必要がある営利企業とは異なって、公益法人については、年度単位で収支が相償し、公益目的事業が適正に実施されているかを確認すれば足りることから、「期間比較」の必要性に乏しい。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合であっても、変更前の算定方法もその時点では適正なものであったことから、過年度分にまで遡って訂正を求めるのは、法人にとって過剰な負担となる。</p> <p>(3) 誤謬についても、定期提出書類を訂正させれば、収支相償の確認など必要な監督権が行使できることから、再度の機関決定が必要となる財務諸表の訂正まで求める必要性に乏しい。</p> <p>(4) 仮に、会計方針の変更や誤謬の発覚に伴い前期分を訂正せず、前期末剰余金と当期の期首剰余金とが相違することとなっても、注記等によりその差額を説明すれば支障はない。</p>
固定資産の減損	<p>減損の兆候がある資産については、減損損失として処理する。</p>	<p>【否】</p> <p>20年基準において公益法人等の特性を考慮した処理方法を規定しており、これによるべき。</p>	<p>【現行どおり】</p> <p>20年基準においては、公益法人の特性を考慮し、資産の時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合には時価をもって貸借対照表価額とすることとしており（強制評価減）、引き続きこの方針により運用。（この方針に合わせ、公認会計士協会の実務指針を改定してはどうか。）</p>